

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

審査請求人代理人

[Redacted]

処分庁 金沢市社会福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成26年10月16日に提起した生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による生活保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が請求人に対して行った平成26年10月2日付け生活保護申請却下処分を取り消す。

理 由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対して平成26年10月2日付けで行った法に基づく生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

## 2 審査請求の理由

請求人は、次の各点を理由に本件処分は不当なものであるとして、その取り消しを求めていると認められる。

### (1) 保護の申請及び保護の要否決定について

平成26年9月1日付けで請求人と請求人の子である■■■■氏（以下「■■■■氏」という。）のみの氏名を記載し申請した生活保護申請書は、「処分庁において、請求人、■■■■氏及び請求人の夫である■■■■氏（以下「■■■■氏」という。）の3人世帯であると判断した場合には、その3人で保護の要否を判断すべき」との趣旨を含むものである。

このことについては、同月16日付けで処分庁に送付した意見書においても、「なお、万が一、貴課が請求人と■■■■氏が同一世帯と認定される場合であり、平成26年9月1日付け申請書は、かかる場合にも■■■■氏と同一世帯であるとして生活保護の申請をする趣旨であることを申し添えます。」と示している。

にもかかわらず、本件却下処分は、3人世帯での保護の要否を判断しなかったことから、生活保護申請の趣旨を理解せずに処分を行ったものであり、違法・不当である。

### (2) 同一世帯の認定について

請求人と■■■■氏とは、以下の理由により、同一世帯ではない。

- ①請求人から■■■■氏に対し、夫婦関係調整（離婚）調停を申し立てるなど、離婚を求めていること。
- ②■■■■氏とは、請求人の住所地に同居しているが、請求人は、■■■■氏の収入を把握していないほか、■■■■氏から金銭を受領しておらず、請求人の収入により、請求人と■■■■氏が生計を営んでいる状況であり、請求人と■■■■氏は、生計を一にしていない。
- ③請求人は、■■■■氏から暴力を受けており、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）からも、被害者である請求人の自立を支援するため、加害者である■■■■氏を別の世帯とすべきである。

### (3) 法第24条第4項違反について

本件処分に係る平成26年10月2日付け「保護申請却下通知書」（以下「本件通知書」という。）には、本件処分の理由として、「① 却下の理由 ■■■■、■■■■及び■■■■の同一世帯と認められるが、■■■■及び■■■■からの申請のため、本申請を却下する。②根拠法 生活保護法第10条」と記載されている。

法第24条第3項によれば、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」とされ、同条第4項には、「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。」と規定されている。

その趣旨は、生活保護手帳別冊問答集2013 問10-14によれば、「決定通知書の決定理由はどう記載されるべきか。」との問いに対し、「本法において、決定通知書に決定理由を付記しなければならないこととされていることは、本法の目的が国民の最低限度の生活の保障にあるところから、保護の決定が、どのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるものである。したがって、決定通知書に付記すべき理由は、そのような趣旨を満足させるものでなければならない。」とされ、「個々のケースに応じて、決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましい。」とされている。

本件保護申請却下通知書は、結論のみが記載されているに過ぎず、保護決定が認められない理由、理由を導く事実等について全く記載されておらず、法第24条第4項の趣旨を満足させるものではないことは明白であり、少なくとも、処分理由は、極めて素っ気なく、不親切であると言うほかなく、不当であることは明らかである。

### 3 処分庁の弁明

処分庁は、平成26年11月6日付け弁明書を提出し、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求め、次の各点につき、弁明を行ったものと認められる。

#### (1) 審査請求の理由2-(1)について

「生活保護申請書は、「処分庁において、請求人、■■■■氏及び■■■■氏の3人世帯であると判断した場合には、その3人で保護の要否を判断すべき」との趣旨を含むものである。」との記載については不知。

また、「本件却下処分は、3人世帯での保護の要否は判断しなかったから、生活保護申請の趣旨を理解せずに処分したものであり、違法・不当である。」との主張を否認する。

請求人には、夫■■■■氏との申請について、平成26年9月12日の来庁時に確認したが、夫との申請意思がなく、夫にもその意思はないと申立があった。

また、保護申請書に夫の氏名が記載されていないにもかかわらず、3人世帯での保護の要否を判断することは出来ない。

#### (2) 審査請求の理由2-(2)について

「請求人と〇〇氏は、同一世帯ではない。」との主張を否認する。

離婚調停を始めたとはいうものの、請求人と夫の〇〇氏は同居しており、平成26年9月26日に居宅訪問を行った際に、毎日顔を合わせて会話していること、生活用品やライフラインの料金は請求人が負担し、夫と共同で使用していること、食事は、請求人はおかずは作らないものの、夫の分もご飯を炊いてそれを毎日夫が食べていることを請求人から聴取したことから、同一世帯と認定した。

また、同時に家庭内暴力（以下「DV」という。）に関しても聴取したところ、平成25年6月にDVを受けたが、それ以降DVは受けていないとのことから、DV被害者として直ちに支援する状態とは認められなかった。

### (3) 審査請求の理由2-(3)について

「本件保護申請却下通知書は、結論のみが記載されているに過ぎず、保護決定が認められない理由、理由を導く事実等について全く記載されておらず、法第24条第4項の趣旨を満足させるものではないことは明白であり、少なくとも、処分理由は、極めて素っ気なく、不親切であると言うほかなく、不当であることは明らかである。」との主張を否認する。

本件保護申請却下通知書には、決定の理由や根拠法となる法第10条の記載もあり、理由を付記したものであるといえることから、法第24条第4項違反とはならない。

### (4) 世帯分離の検討について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）（以下「局長通知」という。）第1-2-(1)によれば、「稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠くものがあるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合」においては、同一世帯に属していると認定されるものでも、世帯分離して差しつかえないとされているところであるが、本件においては、夫は能力を活用し現に稼働しており、法第4条第1項の要件を満たしているため、当該要件に該当せず、夫の世帯分離は認められない。

以上のことから、本件処分は法令等に従い適正に処理されたものであり、違法又は不当な処分とは言えない。

## 4 請求人の反論

### (1) 処分庁の弁明3-(1)について

「夫との申請意思がなく」との点について否認する。

「夫にもその意思はないと申立があった。」との点について否認する。

(2) 処分庁の弁明3-(2)について

以下のことから、請求人と■■■■氏が同一の世帯ではないことが認められる。

①請求人が、毎日夫と会話しているということはない。

②消費財及びサービスの共同購入をしていない。

③■■■■氏が家事労働を分担していないこと。

④■■■■氏の収入が請求人の生計源とはなっていないこと。

⑤請求人が平成25年6月にDVを受けて以降、DVを受けていないと言ったことはない。平成26年5月28日、■■■■氏は、請求人の首を短くとも数秒以上絞め、■■■■氏が止めに入るまで手を緩めなかった。請求人は警察を呼び、警察に事情を説明しており、暴行ないし傷害を受けている。

5 審査庁の認定事実及び判断

(1) 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

①平成25年6月、請求人は■■■■氏から暴力を受けた。

②平成26年8月28日、請求人及び審査請求人代理人が処分庁を訪問し、生活保護に関する面接相談が行われた。

③平成26年9月2日、簡易書留郵便により請求人及び■■■■氏から生活保護申請書の提出が処分庁にあった。

④平成26年9月12日、処分庁は、請求人及び審査請求人代理人から生活保護申請に関して聴き取りを行った。

⑤平成26年9月26日、処分庁は、請求人宅への訪問調査を実施した。

⑥平成26年10月2日、処分庁は同日付けで、却下の理由を「■■■■、■■■■及び■■■■の同一世帯と認められるが、■■■■及び■■■■からの申請のため、本申請を却下する。」、根拠法を「生活保護法第10条」と記載した「保護申請却下通知書」を通知した。

⑦平成26年10月6日、処分庁は、却下の理由を説明するため、請求人宅を訪

問したが、請求人が不在のため、保護申請却下通知書を■■■■氏男へ手渡した。

## (2) 判断

本件審査請求は、「保護の申請及び保護の要否の決定」、「同一世帯の認定」及び「保護申請却下通知書における決定理由」について争われていると解されるので、以下検討を行う。

### ① 「保護の申請及び保護の要否の決定」について検討する。

ア 法第7条によれば、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。」とされている。

イ 法第10条には、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」とされている。

ウ 法第24条第1項によれば、「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。」とされている。

エ また、法第24条第3項には、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」とされている。

オ 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知)(以下「次官通知」という。)第1には、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。」とされている。

カ 法第28条第1項には、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条(第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。)の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」とされているほか、同条第2項には、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78

条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。」とされている。

キ 法第29条第1項には、「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）」とされている。

ク 前記ア～キの規定に照らし、本件についてみると、次のとおり判断できる。

前記「5（1）認定事実」③のとおり、請求人および隆浩氏は、生活保護申請書を処分庁に提出している。このため、処分庁は、法第24条第3項の規定により、保護の要否を決定しなければならない。また、法第10条により世帯を単位として保護の要否を決める必要があるが、次官通知第1により、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定することとされている。また、保護の決定のため必要があると認めるときは、法第28条第1項及び第2項並びに法第29条第1項により、要保護者に対して資産及び収入の状況等の報告や、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族に対して保護の開始の申請書及びその添付書類の内容を調査するための報告や、当該要保護者等の資産や収入の状況等に関し、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供、又は銀行等に報告を求めることができることとされている。

これに対し、処分庁は、請求人、■■■■氏及び■■■■氏を同一世帯員と認定したが、そのうち、請求人及び■■■■氏からの生活保護申請であつたため、当該

世帯員全員からの申請でなく、3人世帯での保護の要否を判断することが出来ないとして、本申請を却下するとの本件処分を行っている。

しかしながら、法第7条によれば、保護の申請権は、個人が有するものであり、世帯員全員が連名により申請を行うことまで要していないと認められる。

他方、法第10条の世帯単位の原則により、処分庁が当該3人を同一の世帯員として認定した場合、3人世帯として保護の要否判定を行わなければならないと認められる。この点について、処分庁の対応は、夫又は関係機関に対し必要な調査を行わず、3人世帯として保護の要否を決定しないまま申請却下としており、法第10条及び法第24条第3項に反する不当なものである。

②以上のとおり、本件審査請求は、理由があると認められるが、以下についても、検討する。

「同一世帯の認定」について検討する。

ア 法第10条には、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」とされている。

イ 次官通知第1には、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。」とされている。

ウ 上記規定に照らし、本件についてみると、次のとおり判断できる。

前記「5(1)認定事実」④及び⑤のとおり、平成26年9月12日、処分庁は、請求人及び審査請求人代理人から生活保護申請に関して聴き取りを行うとともに、同月26日には請求人宅に訪問調査を実施している。

そのうえで、処分庁は、請求人、■■■■氏及び■■■■氏を同一居住のほか、生活用品の使用や食事の状況などの事実関係に基づき生計同一とし、同一世帯員と認定していることを確認した。

以上により、同一世帯と認定したことについて、不当な点は見当たらない。

③次に、「保護申請却下通知書における決定理由」について検討する。

ア 法第24条第3項には、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。」とされているほか、同条第4項には、「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。」とされている。

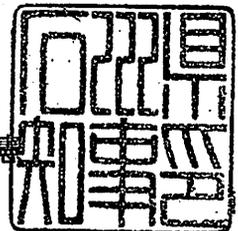
イ 上記規定に照らして、本件についてみると、次のとおり判断できる。

前記「5 (1) 認定事実」⑥を踏まえると、本件保護申請却下通知書には、理由が付記されており、その内容については、請求人、■■■■氏及び■■■■氏の3人を世帯員とする世帯として認定したが、そのうち請求人及び■■■■氏の2人からの保護申請であったため、却下に至ったとする旨の理由であることが理解できることから、処分庁に不当な点は見当たらない。

6 前記「5 (2) 判断」①のとおり、本件審査請求は理由があると認められることから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成27年2月10日

審査庁 石川県知事 谷本 正憲



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。